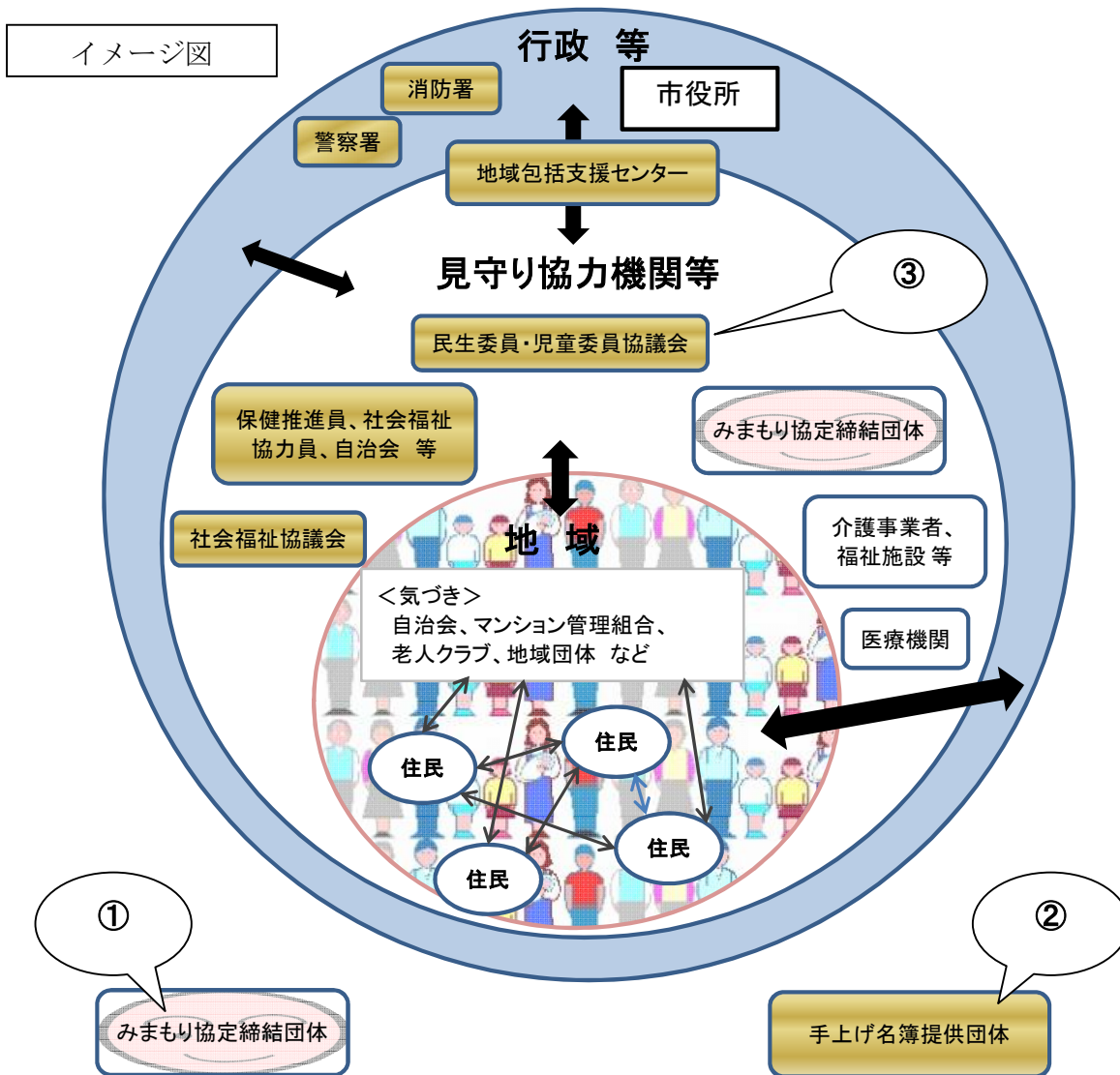


地域みまもりネットワークについて

第4次地域福祉計画の基本目標「福祉を推進していくためのまちづくり」における「安心・安全なまちづくりの推進」をはかるため、市では地域みまもりネットワークの構築を推進しております。



- ・東村山市環境整備事業協同組合
 - ・生活協同組合コープみらい
 - ・生活協同組合パルシステム
 - ・東村山市シルバー人材センター
 - ・新聞組合東村山支部
 - ・東村山市老人クラブ連合会(市報配布)
 - ・東京都宅地建物取引業協会 北多摩支部
 - ・東京電力株式会社立川支所
 - ・東京ガス株式会社多摩支店等
 - ・東京都水道局
- 活動中に異変を感じた場合通報

- ・東京都住宅供給公社
- 緊急時の安否確認を目的とした場合、市から居住者の入退院情報等を提供(個人情報運審 諮問済)

- ・警察署(都内では数市と協定)
 - ・消防署(都内では数市と協定)
 - ・地域包括支援センター
 - ・社会福祉協議会
 - ・民生委員・児童委員協議会
 - ・福祉協力員※
 - ・保健推進員※
 - ・自治会長※
 - ・自主防災組織※
- ※協力いただける方のみ

① 関係機関との協定状況

みまもり体制を推進するため、東京都水道局と協定を締結しました。

協定先	締結日	協定内容（概要）
東京都水道局	H26.6.1	・ 支援が必要と思われる方の情報提供

② 手上げ方式の要援護者名簿について

東村山市では普段の生活や災害が起きた時に一定の支援が必要な災害時要援護者に対する地域のつながりづくりや、救急時の支援などに役立てるために要援護者名簿の整備を行っています。

要援護者が市役所に登録申請をすると、市役所から地域の関係機関に情報を提供します。関係機関は提供された名簿を支援などに活用します

- ・ 平成24年度末登録者数…2056名
- ・ 平成25年度末登録者数…2376名（+320名）
- ・ 名簿提供団体に対しては定期的に名簿の更新を実施

（民生委員・児童委員協議会…5月、福祉協力員等…6月 など）

③ 民生委員・児童委員協議会との災害時対応についての協議

民生委員・児童委員協議会が作成する「災害対応マニュアル」について、関係所管と調整を行いながら災害時における民生委員・児童委員の活動について検討中。

(検討中：民生委員・児童委員災害対応マニュアル 抜粋)

震度6弱以上の地震が発生

	民生委員・児童委員の動き	民児協の動き	(参考)市、社協の動き
発災	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全の確保 ・家族、知人の安全の確保 		<ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全の確保 ・家族、知人の安全の確保
1時間	(一般市民と同様の動き) ・一時集合場所に移動 ・住宅の状況等を踏まえ今後の生活拠点を決める(自宅or避難所)	発災から数日は民児協の動きは行わず、各委員がマニュアルに沿った活動を独自に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所及び各避難所へ参集 ・災害ボラセン開設要請 ・要援護者名簿提供準備開始
数時間	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所へ移動 ・避難所の運営組織のうち「救護・保健部」と協力し「安否確認の指示」と「取りまとめ」を行う 		<ul style="list-style-type: none"> ・市内施設の状況確認
24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認の指示を継続 ・適切に市と情報共有を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受け入れ調整開始
2～7日	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認の指示を継続 ・避難所におけるニーズ把握の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後1日後を目途に5地区会長が東村山市に参集、今後の大まかな方針について協議 ・発災後7日後を目途に民生委員・児童委員協議会より各委員へ方針の伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次避難所(福祉避難所)の開設及び運営 ・福祉部職員は二次避難所へ移動
1～3週間	<ul style="list-style-type: none"> ・民児協と連携した対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と適切に連携しながら支援を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営は住民中心とし、行政機能の回復に努める
それ以降	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況等に応じて判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況等に応じて判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況等に応じて判断

詳細

各避難所の状況(想定)

- ・避難所運営連絡会が設定されている避難所では、当該連絡会に沿った組織わりがされていきます。
 例えば下記のような部門があります。
 総務部: ボランティア受入
 物資部: 食料等の要請、炊き出し
 救護・保健部: 医療救護、要援護者支援
- ・避難所運営連絡会の設置が無い避難所でも、市職員等が支援することにより同種の組織がたちあがるのが想定されます。

民生委員・児童委員の動き

- ・救護・保健部において「要援護者支援」のリーダー的役割を担ってください。
- ・すでに連絡会等で要援護者安否確認のリーダーが決まっている場合については、リーダーと協力またはリーダーを補佐し、要援護者の安否確認として「取りまとめ役」を担ってください。